

令和8年 北秋田市農業委員会 第3回総会

1. 開催日時 令和8年3月17日（火） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員（32名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
7番 長崎 成人	8番 堀部 聡	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	13番 土田 紀子
14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳
17番 武田 響一	18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延
20番 金田 悦子	21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	30番 土濃塚 謙一郎
31番 野呂 義久	32番 若松 一幸	33番 佐藤 整
34番 金 俊英	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（4名）

12番 伊藤 鶴一	28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠
36番 佐藤 篤史		

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第6号	会務報告
第 2	報告第7号	専決処分の報告
第 3	報告第8号	令和8年度農地パトロールの実施について
第 4	議案第10号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
第 6	議案第12号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
第 7	議案第13号	北秋田市地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意見について
第 8	議案第14号	北秋田市農業委員会「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 疋田 憲匡

8. 議事録署名委員

2 番 佐 藤 稔 3 番 宮 腰 文 義

9. 会議の概要

事務局長	定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年 北秋田市農業委員会 第 3 回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 1 2 番 伊藤鶴一 委員、2 8 番 小笠原千春 委員、2 9 番 澤藤匠 委員、3 6 番 佐藤篤史 委員の 4 名でございます。委員総数 3 6 名中、3 2 名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは会長からのごあいさつと総会会議規則第 5 条の規定により、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 議席番号 2 番 佐藤稔 委員、3 番 宮腰文義 委員にお願いいたします。 それでは案件に入ります。報告第 6 号「会務報告」を事務局よりお願いします。
事務局長	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、議案書の 2 ページをお開きください。 報告第 6 号 令和 8 年 2 月分会務報告です。読み上げてご報告いたします。 2 月 2 日、秋田県主催の農業農村整備に関する予算説明会が秋田市・県庁第二庁舎にて開催され事務局長が出席しました。 4 日から 5 日にかけて実施されました秋田県都市農業委員会会長会視察研修に会長と事務局長が参加しました。1 日目は盛岡市・ホテルパールシティ盛岡の会議室において、盛岡市農林部農政課食と農の連携推進室担当者様の講話の聴講、および市内にある酒造あさ開の酒蔵と生産工場を見学、2 日目は花巻市にある観光農園いちごハウスたかはしを見学しました。

6日、第2回総会に係る調査を市役所第2庁舎第1会議室において委員4名、事務局3名の出席により実施しました。

9日、第2回市町村農業委員会事務局長会議が秋田市・アキタパークホテルにて開催され事務局長が出席しました。

16日、市役所本庁大会議室において秋田県農業会議の佐藤主事を講師に迎え農業者年金研修会を委員34名の出席により開催しました。また、その後同会場におきまして第2回定例総会を開催しました。

20日、県北地区農業委員会会長会研修会が大潟村の株式会社大潟村あきたこまち生産者協会にて開催され、会長、職務代理者、事務局長の3名が参加しました。当日は米穀倉庫や生産工場のラインを見学するとともに代表者の涌井徹氏からの講話を拝聴しました。

26日、北秋田地区シルバー人材センターからの依頼により、原野化した農地の取り扱いについてをテーマとする出前講座を市民ふれあいプラザコムコムにて開催し18名の参加がありました。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

次に報告第7号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書3ページをお開きください。

報告第7号「令和8年2月分 専決処分の報告」です。

表の2月の列をご覧ください。

(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が3件、(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理が10件、(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が3件、合計16件の処理を実施しました。4ページからその内訳となります。

はじめに、(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下5ページ上段の申請番号3番までの計25筆、80,045㎡について、いずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、8ページの申請番号10番まで、合計89筆、面積95,992㎡です。

つぎに(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号3番まで、合計18筆、面積63,169㎡です。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

報告第7号について事務局より説明がなされました。それでは本件に

対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、次に進みます。

次の、報告第8号「令和8年度農地パトロールの実施について」は農地小委員会からの報告です。若松農地小委員長よりお願いいたします。

農地小委員長

農地小委員長の若松です。

議案書の10ページをお開きください。

令和8年2月16日に開催した農地小委員会で、令和8年農地パトロールについて協議しましたので報告します。

実施のスケジュールですが、例年通り6月の総会で第2回農地小委員会を兼ねた農業委員全員での農地パトロール推進会議を開催、8月には農地パトロールの実施を予定しています。

今年から、各地区ごとに「従来のパトロール方式」「役所に集まって衛星写真を使ったパトロール」「集まらないで各自で衛星写真調査」の3方式を選んで実施できるように調整しています。また、昨年度から本格的に実施している衛星写真をつかった非農地判断は、七日市・五味堀・合川南地区を候補として1,200筆を目標にすすめていく予定です。もし一団での非農地化について相談があった場合は事務局の方へ連絡していただければ優先して調査を行います。

最後になりますが、今年の農地パトロールも農業委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

報告第8号について農地小委員長より報告がありました。それでは本件に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8 番

8番堀部です。

令和8年度の非農地判断について七日市、五味堀、合川南の3地区を予定しているという説明がありましたが、なぜこの3地区を選んだのか。また次年度以降の計画はあるのでしょうか。

疋田主査

事務局の疋田です。

地区の選定ですが、七日市、五味堀につきましては地元の農業委員からの推薦があり実施したいという要望があったことから、また合川南につきましては、合川地区において荒廃した農地の増加が認められるということで選定しているものでございます。令和9年度以降の予定につきましては未定ですが、8年度実施していく中でご自分の地区で実施したいという意見、要望があれば調整を図っていきたいと考えております。

8 番	最終的には全地域を回りたいという計画で実施予定ということでしょう。
疋田主査	お見込みのとおりです。
議 長	一気にではなく順次実施していく予定ということですね。
疋田主査	年間 1, 200 筆の上限を目安にすべての地区を回れるよう調整していくこととしております。
議 長	その他ご質問、ご意見等ございませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑等なしと認めます。 令和 8 年度の農地パトロールについてはこのような形で進めていくこととなりますので、委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。 次に議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局長	議案書 11 ページをお開きください。 議案第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 令和 8 年 3 月 17 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志 (申請番号 1 番を朗読) 以下、12 ページの申請番号 5 番まで、合計 10 筆、面積 15,548 ㎡です。なお、これらの件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第 3 条第 2 項各号については 13 ページをご参照ください。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、議案第 10 号に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号 34 番 金俊英 委員よりお願いいたします。
34 番	34 番の金です。 番号 1 番から 5 番について報告させていただきます。調査日は 3 月 6 日、調査員は 37 番の長岐会長、1 番の櫻井委員、2 番の佐藤稔委員、3 番の宮腰委員、と私、事務局から成田事務局長、疋田主査の計 7 名で、市役所第 2 庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の16ページから17ページになります。米内沢字根小屋下のほか2筆の申請地は、米内沢駅から白坂集落に向かっていく途中の1kmほどの所にある、整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の18ページから19ページになります。木戸石字上務田の3筆の申請地は八幡岱集落に隣接している整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番は資料の20ページから21ページになります。鷹巣字小中岱の2筆の申請地は、北秋田地域振興局から空港に向かって道路を600mほど進み、米代川にかかる橋の登り口のところから右側にはいった場所にある整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号4番は資料の22ページから23ページになります。綴子字小糠沢の申請地は、小糠沢集落の住宅に付属した畑でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号5番は資料の24ページから25ページになります。小森字北太田の申請地は、小森集落の北側にある整備されたほ場の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

金委員、ありがとうございました。

議案第10号について、事務局と現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。それでは、本議案に対する質疑に入りますが、先に申請番号5番を除く4件から審議いたします。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第10号中、申請番号5番を除く4件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第10号中、申請番号5番を審議いたしますが、この件については、議席番号6番 中林めぐみ 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：6番 中林めぐみ 委員)

議 長

会議を再開いたします。

それでは、議案第10号中、申請番号5番に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第10号中、申請番号5番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：6番 中林めぐみ 委員)

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書26ページをお開きください。

議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請の取下げ書の提出があった事について審議を求める。

令和8年3月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

こちらの農地につきましては、令和8年1月15日開催の第1回総会、議案第4号におきまして農地法第5条の規定による転用の許可を決定したところですが、その後申請者より申請取り下げの申し出がなされたものでございます。

取り下げの理由としましては、総会での転用許可が決定された後、県が所管する盛土規制法に関わる許可申請について、転用の申請段階では許可される見込みであったものが、内容について再検討を求められ、結果と

して許可要件を満たすために必要となる工事費用がかかり増しとなり、その負担が困難であるとの判断から、本申請の取り下げに至ったということでございます。総会において転用の許可は決定されているものの、事務的にはまだ許可証を発行していなかったことから、今般、許可の取り消しではなく申請の取り下げという形で処理を行うものでございます。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 11 号について、事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8 番 8 番堀部です。
手もとに資料がないので伺いますが、場所はどの辺でしょうか。

事務局長 位置的には北秋田市民プールの裏手の住宅地に隣接している田です。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 11 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書 27 ページをお開きください。
議案第 12 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（所有権移転）」
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。
令和 8 年 3 月 17 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号 1 番を朗読)
以下 28 ページの、申請番号 3 番まで、合計 14 筆、面積 14,232 m²です。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 議案第 12 号について事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入りますが、先に申請番号 2 番及び 3 番の 2 件から審議

いたします。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 12 号中、申請番号 2 番及び 3 番について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

つづいて、議案第 12 号中、申請番号 1 番を審議いたしますが、この件については、議席番号 27 番 佐藤政信 委員との関連がありますので退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：27 番 佐藤政信 委員)

議 長

会議を再開いたします。

それでは、議案第 12 号中、申請番号 1 番に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第 12 号中、申請番号 1 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：27 番 佐藤政信 委員)

議 長

会議を再開いたします。

次に、議案第 13 号「北秋田市地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書 29 ページをお開きください。

議案第 13 号「北秋田市地域農業経営基盤強化促進計画変更案に対す

る意見について」

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により別添資料2の地域計画の変更案について意見を求める。

令和8年3月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由

令和7年3月に策定された北秋田市地域計画について、現状に合わせた変更を行うため、所要の意見聴取を求めるものである。

下段に参考として「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」の一部を抜粋して記載しておりますが、こちらの第12の5におきまして、市町村は、地域計画を定め、又は変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、農業委員会等の関係者から意見を聴くこととされております。今般市農林課より計画の変更案に対する当委員会の意見を求められていることから総会にお諮りするものでございます。

別紙の「令和7年度地域計画見直し資料」、左上に資料3と書かれているA4判横置き資料をご覧ください。こちらが今回の変更案の具体的な内容が記されているものとなります。1枚目には「1 地域における農業の将来の在り方」と「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」について、地域計画を策定している13地区それぞれの数値目標が記載されております。なお、各項目欄の上段のカッコ書きの数値が見直し前の数値で、下段が見直し後の数値となっております。1枚めくっていただきまして2枚目、3枚目のA3判の資料をご覧ください。こちらは「4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）」で、網掛けがなされているところが異動があった者となっております。もうひとつのA4判縦置きホチキス留めの少し分厚い資料で左上に資料2と記載があるものが、これらの変更内容を反映させた計画案の全体版となっております。これらが今般の見直しの全体像となります。以上の変更案に対してご審議くださいますようお願いいたします。

議長

議案第13号について、事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

19番

19番佐藤茂延です。

先ほど細かい数字や字句について説明があつてそれは理解したのですが、これは総会議案でよく出てくる農業の規模の縮小とか辞める人とかの変更も反映されていますか。何年かに1回の変更ということでしょうか。

事務局長

今回市農林課から依頼があつた意見の聴取は、いわゆる軽微な変更ということで耕作面積の増減、将来の担い手の変更などといった随時発生している異動事項に対するもので、それが年度末に一年分まとめてよこされたというものです。その中には農業を辞めた方の情報も含まれてお

ります。今回の変更案はそのような異動内容の反映ということで捉えていただければと思います。

19番

田んぼを辞めたり減らしたりしてきている人がいると思うのですが、よその地区は分かりませんが自分たちの地区を見て感じるのは10年後に合わせての規模拡大というようなものもあるんですけれども、なんかどこで立てている計画なのか、本当に農家の気持ちに従った計画であるのか疑問に思うところがあるのでお伺いしました。

事務局長

ただ今ご意見ありましたように、策定段階では各地区において個人、法人の営農されている方々にお集まりいただいて、いわゆる協議の場として話し合いが持たれたと思います。計画の変更にあたってもそのような話し合いの場が設定されることが望ましいと思われませんが、今回の変更にあたってはそういう機会はなかったと伺っております。国や県からは地域計画の精度向上など内容のブラッシュアップ、磨き上げを求められておりますので、今後はできるだけ意見を吸い上げるための場が持たれていくのではないかと考えております。

19番

今の説明を聞いて分かったんですけれども、できるだけ計画に基づいた進め方であればよいのですが、何かそれが全然活かされないような進め方になっているような気がするので質問しました。多分これからいろんな形で聞き取りする場があると思うのでそれに期待します。

23番

23番佐藤利子です。

議案の提案理由に「現状に合わせた変更を行うため、所要の意見聴取を求めるものである」とありますが、そうすれば先ほど19番佐藤委員が質問されたこと、具体的に言うところの計画に現状が活かされていないように思えるといった文言は農林課に伝わるものでしょうか。所要の意見聴取の具体的なところを教えてくださいたいと思います。

事務局長

本議案の提案内容としては「所要の意見聴取を求める」という書きぶりにさせていただきましたが、今回市農林課から意見聴取の依頼がありました計画変更案の内容は、一年間を通して異動があった、いわゆる軽微な変更内容をまとめて集約したものと捉えております。先にご説明しましたように見直しにあたっては法令に基づいて農業委員会を含む関係機関からの意見聴取が必要とされておりますので、今般当委員会に意見を求める依頼があったことから総会にお諮りし委員の皆様からの意見を求めているというものでございます。

23番

いつも思うのですが、最近の農業委員会の総会では、地域計画があるからわかるのですが、19番佐藤委員がよくおっしゃる法人で行けばいい

のか家族経営で行くべきか、何ヘクターだと間に合うのか、そういった諸々の皆さん農家として経営者として心に思っていることに回答してくれる、まあ完全な回答にはならないとは思いますが、それを意見交換するなどして、自分が今日は総会に来てよかったなあ、では自分は法人を目指すべきだとか、家族経営で行くべきなのかなとか、そのような心づもりになれるような総会ではないような気がします。いつも他の委員の皆さんの意見を聞くばかりでしたが、そういうところが地域計画に盛り込まれた提案理由になるのであれば、何も言わなかったよりは少しは変わってくれるのではないかと考えて発言させていただきました。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

30番 30番土濃塚です。

資料3の「2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的な利用に関する目標」で地区ごとの現状の集積率が記載されているが、これはどこで調べている数値なのか。

事務局長 集積率の調べにつきましては農林課において行っており、農業委員会ではそちらの数値を提供してもらって参考にしているところでございます。

30番 これらの数値は国や県にも報告されるものか。

事務局長 国や県にも報告されるものでございます。

8番 8番堀部です。

農業委員会としての回答はこれに対して妥当だとかおおむね妥当だとかこれはだめだとかいうふうな答えを求められているものではないでしょうか。

事務局長 農林課からの依頼内容としましては変更案に対する農業委員会としての意見が求められているものでございます。計画変更案に対しての意見が有るのか無いのか。意見が無ければなし、あればコメントという形になると思いますが、総会に付された中で委員の皆様からのご意見があればそれを勘案したうえで回答することになろうかと思います。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第13号について、当委員会として特段の意見がない旨決するこ

とにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第14号「北秋田市農業委員会『令和8年度最適化活動の目標の設定等』について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長

議案書30ページをお開きください。

議案第14号「北秋田市農業委員会『令和8年度最適化活動の目標の設定等』について」

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、北秋田市農業委員会「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について別紙（案）のとおり設定するものとする。

令和8年3月17日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
提案理由

農業委員会による最適化活動の推進について、所要の規定の目標設定を行うものである。

詳細につきましては担当よりご説明いたします。

簾内副主幹

担当の簾内です。

こちらの目標につきましては、農林水産省経営局長通知に基づき毎年度3月末日までに設定することとされているものです。31ページからの別紙様式1が各種の目標設定（案）となり、2月の総会終了後に開催しました総務小委員会の中で協議した内容となっており、灰色の網掛けをしている部分が今回設定する目標値となっております。

32ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」、「1 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」につきましては、農地の集積の目標年度が令和14年度で、集積率の目標は90.0%となっております。これは令和5年度に当委員会で策定した「農地等の利用の最適化に関する指針」の中で定めたものです。「(2) 遊休農地の集積」の「緑区分の遊休農地の解消」と「黄区分の遊休農地の解消」につきましては令和3年度の農地パトロールの実績に対する目標値であるため、昨年度と同じ面積と策定方針としております。「新規発生遊休農地の解消」ですが、こちらは昨年度新たに発生した「緑区分の遊休農地の解消目標面積」ということで、発生した面積を解消する目標となっており、こちらは有志の会で取り組まれた1ヘクタールを設定しております。

つぎに33ページの「2 最適化活動の活動目標」ですが、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、および「(2) 活動強化月間の設定目標」につきましては、記載のとおりでございます。「(3) 新規参入相談

会への参加目標」につきましては、10月の市産業祭に合わせて行う移動農業委員会において新規参入希望者への相談に対応することとしております。

つぎに34ページの「令和8年度北秋田市農地利用最適化活動 自己点検・評価の目標案分表」ですが、こちらは推進委員等の地区毎、個人毎の集積や遊休農地解消の数値目標を設定するものです。①が地区毎に按分したもの、②が全体の農地面積を各地区の委員の人数で按分したもの、③がそれを各委員個人毎に按分したものとなっております。なお、農地全体の面積や集積面積は3月異動分が反映されておらず、4月にならないと確定しないものでありますので、こちらは仮の数値となることを申し添えます。数値が確定しましたら4月の総会にて改めてお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 議案第14号について、事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

30番 30番土濃塚です。
34ページの③各農業委員毎の目標の一覧の数字の見方についてもう少し詳しく教えてください。

簾内副主幹 新規集積目標面積につきましては、農業委員会では集積目標90%と設定しておりますが、農地面積6,060ヘクタールの90%の5,454ヘクタールが全体の集積の目標値で、こちらから既集積面積の5,076ヘクタールを差し引いた378ヘクタールが新規の集積面積となりますが、こちらを地区毎に按分した面積を各地区の委員数でさらに按分したものが③の個人の目標設定となります。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第14号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和8年第3回定例総会を閉会します。